

内閣参質二〇五第八号

令和三年十月十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出法人成りした障害者に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出法人成りした障害者に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「一人会社の本店でもある自宅で・・・業務を自ら行う法人成りした障害者」は、当該者が雇用されている場合を除き、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七十条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者に該当する。

二について

お尋ねの「一人会社の本店でもある自宅で・・・業務を自ら行う法人成りした障害者」は、当該者が雇用されている場合を除き、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第二条第四項に規定する障害者就労施設等に該当する。